



JCNE・NPOセミナー 「ガバナンスの考え方」 ～監事の役割、義務と責任～

2021年8月11日（水） 10：00～11：00



非営利組織評価センター

**JAPAN CENTER for
NPO EVALUATION**



■ 趣旨説明

非営利組織のガバナンスについて、オンラインで気軽に学び、質問・相談できる場として、2021年4月よりJCNE・NPOセミナー「ガバナンスの考え方」を毎月第2水曜日10時は、ガバナンスを考える日として開催

ガバナンスの基本の権限の分配や非営利組織の三役とその関係、ガバナンス構造などについて解説いたします。

本日のスケジュール

10:00 オープニング

- ・趣旨説明
- ・本日の流れ

10:05 ミニ講座 ～監事の役割、義務と責任～

講師：太田達男（当センター 理事長）

10:35 質疑応答&相談タイム

- ・講座の内容に基づく質疑応答やご相談
- ・お申込み時にいただいたご質問の回答
- ・参加者のみなさんで事例のシェア

10:55 クロージング

11:00 終了



■ 講師 太田 達男

(一財)非営利組織評価センター 理事長
(公財)公益法人協会 前理事長 現会長
(公財)成年後見センター・リーガルサポート 理事
(公財)日本フィランソロピー協会 理事
(公財)渋沢栄一記念財団 監事
(公社)日本アイソトープ協会 監事



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。

2021/8/11



JCNE・NPOセミナー
—ガバナンスの考え方—
第5回

監事の役割と義務

—監事はガバナンスの要—

一般財団法人非営利組織評価センター
理事長 太田達男



監事の役割

監事は、受益者の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、組織の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な組織統治体制を確立する義務を負っている

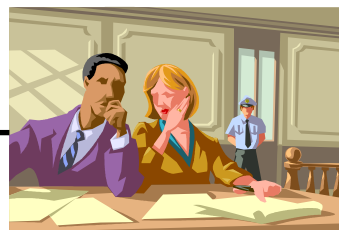
CF 監査役監査基準（公益社団法人日本監査役協会制定）2条1項
監査役は「株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する義務を負っている」

監事の役割

一般法人の場合



- ・金融機関の残高証明書を監事へ送付
- ・内部監査・検査の活用



監督 出席義務

監督

理事会



出席が前提

社員総会/評議員会



理事

- ・職務執行の監査
- ・事業の報告要求
- ・行為差止請求

- ・計算書類・事業報告の監査・報告書の作成
- ・理事会招集請求
- ・決議の省略の提案に対する異議
- ・理事の責任免除議案の同意
- ・監事・会計監査人選任議案の提出に関する同意、請求
- ・法人と理事間の訴えにおける法人の代表
- ・会計監査人の解任

- ・提出議案・書類の調査
- ・不当な事項がある場合、社員・評議員から請求ある場合などの報告
- ・監事の選任・解任・辞任についての意見



(参考)

特定非営利活動法人の場合

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること



理事、監事、会計監査人、評議員（役員等） と法人は委任関係＊

法人と役員等の関係は委任に関する規定を適用する（法人法64、172）→委任の法理（民法644）

・「善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）」

「自己の財産に於けると同一の注意」（民法659条、無償寄託物の保管）では足りず、その職業、経歴などに応じて一般的に要求される程度の注意を指す

・「自己執行義務」

原則として複委任ができない（信頼関係が基礎にあるため）

有償・無報酬とは関係ない！

＊ 特定非営利活動促進法では明文の規定はないが一般的に委任関係と解されている



一般法人における監事と理事等の関係

- ・監事は理事・使用人、他の監事及び子法人の理事、取締役、監査役等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境整備に努めなければならない。理事は監事の職務執行に必要な体制整備に留意しなければならない
- ・前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
(一般法人法規則第16条要約)



「理事会を黙って
聞いて、判を押す
だけの監事にはな
らない」

—ノーベル賞受賞
者 大村智博士—

日経新聞朝刊「私の履歴書」より





■ ベーシックガバナンスチェック

ベーシック評価基準23項目

セルフチェック・書面評価（第三者評価）

<https://jcne.or.jp/evaluation/outline/>

■ グッドガバナンス認証（アドバンス評価）

アドバンス評価基準27項目

書面評価・訪問評価

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

アンケートご回答のお願い

URL <https://forms.gle/KuNveg9ScWXtGQVM7>

※次回、開催の参考にするため、ご協力をお願いいたします。

(一財) 非営利組織評価センター

E-mail : office@jcne.or.jp

※メールにてお問い合わせください。

